



福島医発第 2409 号 (地)

平成 26 年 1 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

がん登録等の推進に関する法律の公布について

がん登録等の推進に関する法律が平成 25 年 12 月 13 日に公布された旨、厚生労働省健康局長より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本法では、全ての病院並びにいわゆる手を挙げた診療所において、原発性のがんについて初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報を都道府県知事に届け出なければならないこととされており、詳細については、政省令告示等が発出され次第、改めて通知がなされることとなっております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本法については、公布の日から 3 年を超えない範囲において政令で定める日から施行されることとなっておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

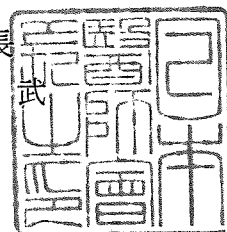
日医発第979号（地Ⅲ176）

平成25年12月25日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉 義武



がん登録等の推進に関する法律の公布について

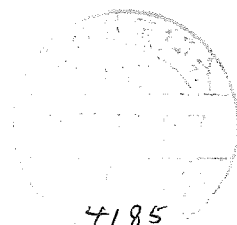
時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律が平成25年12月13日に公布され、今般、厚生労働省健康局長より本会宛周知方依頼がまいりました。

なお、本法については、公布の日から3年を超えない範囲において政令で定める日から施行されることとなっております。

本法では、全ての病院並びにいわゆる手を挙げた診療所において、原発性のがんについて初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報を都道府県知事に届け出なければならないこととしており、詳細については、政省令告示等が発出され次第、あらためてご連絡申し上げます。

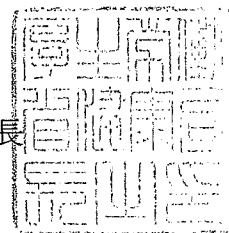
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会ならびに会員の先生方への周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



健 発 1 2 1 6 第 4 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



がん登録等の推進に関する法律の公布について

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）については、本年 1 1 月 2 8 日に議員立法として第 1 8 5 回臨時国会に提出され、1 2 月 6 日に成立し、平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日法律第 1 1 1 号として公布されたところです。

また、法は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

今後、政省令等について順次検討を行い、その内容については別途連絡する予定ですが、各医療機関において実施いただく業務もあることから、別添を十分御了知の上、傘下会員に対して遺漏のないよう周知願います。

なお、各都道府県知事、政令市長、特別区長に対しても、上記と同様の趣旨を通知した旨、申し添えます。

がん登録等の推進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百一十一号

がん登録等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備(第五条)

第二節 情報の収集、記録及び保存等(第六条―第十八条)

第三節 情報の利用及び提供(第十七条―第二十二条)

第四節 権限及び事務の委任(第二十三条・第二十四条)
第五節 情報の保護等(第二十五条・第三十八条)

第六節 雑則(第三十九条・第四十三条)

第三章 院内がん登録等の推進(第四十四条・第四十五条)

第四章 がん登録等の情報の活用(第四十六条・第四十八条)

第五章 雑則(第四十九条・第五十一条)

第六章 罰則(第五十二条・第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の趣旨にのっとり、がん医療の質の向上等(がん医療及びがん検診(以下「がん医療等」という)の質の向上並びにがんの予防の推進をいう。以下同じ。)、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。

2 この法律において「がん登録」とは、全国がん登録及び院内がん登録をいう。

3 この法律において「全国がん登録」とは、国及び都道府県による利用及び提供の用に供するため、この法律の定めるところにより、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース(情報の集合物であつて、当該情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)に記録し、及び保存することをいう。

4 この法律において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。

5 この法律において「がんに係る調査研究」とは、がん、がん医療等及びがんの予防に関する統計の作成その他の調査研究(匿名化を行った情報を当該調査研究の成果として自ら利用し、又は提供することを含む。)をいう。

6 この法律において「全国がん登録データベース」とは、第五条第一項の規定により整備されるデータベースをいう。

7 この法律において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された第五条第一項に規定する登録情報(匿名化が行われていないもの)に限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。をいう。

8 この法律において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、これを利用しようとする都道府県の名称が第五条第一項第二号の情報として記録されたがん及び当該都道府県の区域内の第六条第一項に規定する病院等から届出がされたがんに係る情報(匿名化が行われていないもの)に限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。をいう。

9 この法律において「匿名化」とは、がんに係る罹患した者に関する情報を当該がんに係る罹患した者の識別(他の情報との照合による識別を含む。第十五条第一項及び第十七条第一項において同じ。)ができないように加工することをいう。

10 この法律において「特定匿名化情報」とは、第十五条第一項の規定により匿名化が行われた情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により全国がん登録データベースに記録された情報をいう。

(基本理念)

第三条 全国がん登録については、がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となるものとして、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況ができるだけ正確に把握されるものでなければならない。

2 院内がん登録については、これが病院におけるがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に資するものであることに鑑み、全国がん登録を通じて必要な情報が確実に得られるよう十分な配慮がなされるときに、その普及及び充実が図られなければならない。

3 がん対策の充実のためには、全国がん登録の実施のほか、がんの診療の状況を適確に把握することが必要であることに鑑み、院内がん登録により得られる情報その他のがんの診療に関する詳細な情報(以下「がん診療情報」という)の収集が図られなければならない。

4 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることに鑑み、民間によるものを含めがんに係る調査研究のために十分に活用されるときに、その成果ががん患者及びその家族をはじめとする国民に還元されなければならない。

5 がんの罹患、診療、転帰等に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、がん登録及びがん診療情報の収集に係るがんに係る罹患した者に関する情報は、厳格に保護されなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第四条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備

第五条 厚生労働大臣は、次節の定めるところにより収集される情報に基づき、原発性のがんごとに、登録情報(次に掲げる情報及び附属情報をいう。次節において同じ。)並びに第十五条第一項の規定により匿名化を行った情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により記録することとなる情報を記録し、及び保存するデータベースを整備しなければならない。

一 当該がんに係る罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 当該がんに係る罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所(厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める住所)の存する都道府県及び市町村の名称

三 診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日

四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項

六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項

七 当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項

八 当該がんの診断又は治療を行った病院又は診療所に関し厚生労働省令で定める事項

九 当該がんに係る罹患した者の生存確認情報(生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令で定める日(死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日及びその死亡の原因に関し厚生労働省令で定める事項)をいう。以下同じ。)

十 その他厚生労働省令で定める事項

2 前項の「附属情報」とは、次条第一項に規定する病院等から同項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める期間を経過した後に行われる同項に規定する届出対象情報の届出（その届け出る情報についてがんに係る調査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く）を含む。同条第二項及び第五項並びに第七條第一項を除き、以下この章において単に「届出」という。）がされた次条第一項に規定する届出対象情報という。

3 第一項のデータベースの整備に当たっては、同一人の複数の原発性のがんの把握が容易となるようにするものとする。

第二節 情報の収集、記録及び保存等

（病院等による届出）

第六條 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該がん罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項

三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日

四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項

六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項

七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項

八 当該がん罹患した者の死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日

九 その他厚生労働省令で定める事項

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。

3 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。

4 第二項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。

5 都道府県知事は、第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（届出の催告等）

第七條 都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転移等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう催告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による催告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその催告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（都道府県知事による審査等及び届出）

第八條 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五條第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報（以下この章において「都道府県整理情報」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報を利用することができる。

（厚生労働大臣による審査等及び記録）

第九條 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五條第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を全国がん登録データベースに記録しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報を利用することができる。

（厚生労働大臣による審査等のための調査）

第十條 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査及び整理を行うに当たって、がん罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

（死亡者情報票の作成及び届出）

第十一條 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。次項において同じ。）は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票（死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時間その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又はこれらの情報の記載した書類をいう。以下この章において同じ。）を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長（地域保健法（昭和二十二年法律第百一十号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所の長）に提出しなければならない。

2 前項の保健所の長は、同項の規定により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（死亡者情報票との照合及びその結果の記録）

第十二條 厚生労働大臣は、全国がん登録情報（第八條第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報のうち、また全国がん登録データベースに記録されていない情報を含む。以下「全国がん登録情報等」という。）を前条第三項の規定により提出された死亡者情報票に記録され、又は記載された情報と照合し、その結果判明した生存確認情報及び死亡者新規がん情報（死亡者情報票に記録され、又は記載された情報により厚生労働大臣が新たに把握したがんに関し、第五條第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報という。第十四条において同じ。）を全国がん登録データベースに記録しなければならない。

2 前項の規定による照合は、がんに係る調査研究のためにがん罹患した者が生存しているか死亡したかの別を調査する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した全国がん登録情報等については、死亡者情報票のうち、がんの罹患に関する情報が記録され、又は記載されているものだけ行うものとする。

（死亡者情報票との照合のための調査）

第十三條 厚生労働大臣は、前条の照合を行うに当たって、がん罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

2 死亡者情報票の届出は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

第十四條 厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明したときは、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の厚生労働省令で定める都道府県知事に對し、その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

(全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化)

第十五条 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報については、がんに係る調査研究のためにがんに関連した者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政令で定める期間を保存するとともに、当該期間を経過した後においては政令で定める期間内にその匿名化を行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名化を行うときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会等の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(協力の要請)

第十六条 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第三節 情報の利用及び提供

(厚生労働大臣による利用等)

第十七条 厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。ただし、当該利用又は提供によつて、その情報により識別をすることができると認められる者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 国の他の行政機関及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。)

二 国の行政機関若しくは独立行政法人から国のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は国の行政機関若しくは独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定める者

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行うときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(都道府県知事による利用等)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。)

二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行うときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(市町村等への提供)

第十九条 都道府県知事は、次に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県の区域内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人

二 当該都道府県の区域内の市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人から当該市町村のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町村の長が定める者

2 都道府県知事は、前項の規定による提供を行うときは、あらかじめ、前条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(病院等への提供)

第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のために、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

(その他の提供)

第二十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事又は第十八条第一項各号に掲げる者から、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために、当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であつて当該都道府県の住民であつた者に係るものの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

2 厚生労働大臣は、第十九条第一項各号に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために、これらの者が同項の規定により提供を受けることができる都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であつて当該市町村の住民であつた者に係るものの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

3 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であつてがん医療の質の向上等に資するものの実績を相当程度有すること。

- 三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける全国がん登録情報を取り扱うに当たっては、がんに関連した者の当該がんの罹患又は診療に係る情報に関する秘密（以下「がんの罹患等の秘密」という。）の漏えいの防止その他の当該全国がん登録情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。
- 四 当該提供の求めを受けた全国がん登録情報に係るがんに関連した者が生存している場合にあっては、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がんに関連した者から当該がんに係る調査研究のために当該全国がん登録情報が提供されることについて同意を得ていること。
- 4 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が特定匿名化情報である場合にあっては、その提供）を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。
- 一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- 二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける全国がん登録情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たって、当該匿名化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じていること。
- 5 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースを用いて、前項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報について、あらかじめ、全国がん登録情報の匿名化を行い、当該匿名化を行った情報を全国がん登録データベースに記録することができる。
- 6 厚生労働大臣は、第四項の規定により匿名化を行った情報が、同項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報であるときは、当該情報を全国がん登録データベースに記録することができる。
- 7 厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化を行うおとるときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。
- 一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- 二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であつてがん医療の質の向上等に資するものの実績を相当程度有すること。
- 三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報を取り扱うに当たっては、がんの罹患等の秘密の漏えいの防止その他の当該都道府県がん情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。
- 四 当該提供の求めを受けた都道府県がん情報に係るがんに関連した者が生存している場合にあっては、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がんに関連した者から当該がんに係る調査研究のために当該都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ていること。
- 9 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報である場合にあっては、その提供）を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。
- 一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- 二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報を取り扱うに当たっては、当該提供を受ける都道府県がん情報に係るがんの罹患又は診療に係る情報に関する秘密（以下「がんの罹患等の秘密」という。）の漏えいの防止その他の当該都道府県がん情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。
- 10 都道府県知事は、第八項の規定による提供又は前項の規定による匿名化若しくは提供を行うおとるときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- （都道府県がんデータベース）
- 第二十二條 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、次の各号のいずれかに該当する情報と都道府県がん情報の全部又は一部を一体的に記録し、及び保存する必要があると認めるときは、全国がん登録データベースを用いて、一を限り、これらの情報及び第三項の規定により匿名化を行った情報を記録し、及び保存するデータベースを整備することができる。
- 一 この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、及び保存する事業であつて、全国がん登録に類するものとして政令で定めるものにより収集されたこれらの情報
- 二 当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報
- 2 都道府県知事は、前項のデータベース（以下この章において「都道府県がんデータベース」という。）を整備しようとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。ただし、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存しようとする情報が、都道府県におけるがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報として政令で定める情報である場合は、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、都道府県がんデータベースにおいて保存する都道府県がん情報について、第十五条第一項の規定によりこれに相当する全国がん登録情報の匿名化が行われなければならない期日までに匿名化を行い、又は消去しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による匿名化を行うおとるときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県がんデータベースを整備した場合における第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに前条第八項及び第九項の規定の適用については、第十八条第一項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、特定匿名化情報とあるのは「特定匿名化情報若しくは同条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、第十九条第一項中「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは第二十二条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は同条第二項に規定する都道府県がんデータベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、前条第八項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、同条第九項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報又は同条第三項の規定により匿名化を行った情報」とする。

第二節及び第三節の規定による都道府県が情報等の取扱いの事務に従事する都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た都道府県が情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

- 4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、同項(同条第一項の規定による利用又は提供を行おうとする)に係る部分に限る。)
- 第十九条第二項、第二十一条第十項又は第二十三条第四項の規定により意見を述べる事務に關して知り得た都道府県が情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
- 5 第二十四条第一項の規定により第二節及び第三節の規定による都道府県が情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
- 6 厚生労働大臣若しくは国立がん研究センター、都道府県知事又は市町村長から第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等、都道府県が情報等又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いに關する事務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者又は従事していた者は、全国がん登録情報等又は都道府県が情報等に關するがんの罹患等の秘密その他のその業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 病院等において届出に關する業務に從事する者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た届出対象情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
- 8 (全国がん登録情報等の取扱いの事務に從事する者のその他の義務)
- 第二十九条 第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等若しくはその匿名化が行われた情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いの事務に從事する厚生労働省の職員若しくは職員であつた者又は国立がん研究センターの役員若しくは職員若しくはこれらの職に就いた者は、その事務に關して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 第十五条第二項に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定により読み替へて適用する第十五条第二項の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、第十七条第二項若しくは第二十一条第七項(これらの規定を第二十三条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)
- 3 第二節及び第三節の規定による都道府県が情報に關するがんの匿名化が行われた情報若しくは死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いの事務に從事する都道府県の職員若しくは職員であつた者又は第二十四条第一項の規定により当該事務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務に關して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、同項(同条第一項の規定による利用又は提供を行おうとする)に係る部分に限る。)
- 5 第二十一条第十項又は第二十三条第四項の規定により意見を述べる事務に關して知り得た都道府県が情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
- 6 第二十四条第一項の規定により第二節及び第三節の規定による都道府県が情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
- 7 厚生労働大臣若しくは国立がん研究センター、都道府県知事又は市町村長から第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等、都道府県が情報等又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いに關する事務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者又は従事していた者は、全国がん登録情報等又は都道府県が情報等に關するがんの罹患等の秘密その他のその業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 (報告の徴収)
- 第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報等若しくは都道府県が情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

- 30 第三節の規定により全国がん登録情報等若しくは都道府県が情報等又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、これらの情報に關して、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに關する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。
- 31 第三節の規定により全国がん登録情報等若しくは都道府県が情報等又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者(国立がん研究センター、都道府県知事(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。))及び市町村長を除く。次条において同じ。は、これらの情報に關して、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに關する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。
- 32 第三節の規定により全国がん登録情報等若しくは都道府県が情報等又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、これらの情報に關して、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間(全国がん登録情報又は都道府県が情報に關しては、政令で定める期間を限度とする。))を超えて保有してはならない。
- 33 第三節の規定により全国がん登録情報等若しくは都道府県が情報に關するがんの匿名化が行われた情報の取扱いの事務に從事する者等の秘密保持義務)
- 34 第三節の規定により全国がん登録情報等若しくは都道府県が情報に關するがんの匿名化が行われた情報の提供を受けた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに關する事務に從事する者若しくは従事していた者は、当該委託に係る業務に從事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務に關して知り得たこれらの情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
- 35 第三節の規定により全国がん登録情報等若しくは都道府県が情報に關するがんの匿名化が行われた情報の提供を受けた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに關する事務に從事する者若しくは従事していた者は、当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに關する事務に從事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務に關して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 36 (開示等の制限)
- 37 第二十一条第十項又は第二十三条第四項の規定により意見を述べる事務に關して知り得た都道府県が情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
- 38 第二十四条第一項の規定により第二節及び第三節の規定による都道府県が情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
- 39 厚生労働大臣若しくは国立がん研究センター、都道府県知事又は市町村長から第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等、都道府県が情報等又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いに關する事務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者又は従事していた者は、全国がん登録情報等又は都道府県が情報等に關するがんの罹患等の秘密その他のその業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 40 (報告の徴収)
- 41 第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報等若しくは都道府県が情報に關するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

(助言)

第三十七条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることが出来る。

(勧告及び命令)

第三十八条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

第六節 雑則

(都道府県等の支弁)

第三十九条 第二節の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁とする。

2 第十一条第一項及び第二項の規定により市町村長が行う事務の処理に要する費用は、市町村の支弁とする。

(費用の補助等)

第四十条 国は、政令で定めるところにより、前条の費用の一部を補助するものとする。

2 国は、病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(手数料)

第四十一条 第二十一条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国立がん研究センターに納めなければならない。

2 前項の規定により国立がん研究センターに納められた手数料は、国立がん研究センターの収入とする。

3 都道府県は、第二十一条第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供の事務の一部を第二十四条第一項の規定により委任する場合であつて、地方自治法第二百二十七条の規定に基づきこれらの情報の提供に係る手数料を徴収する場合においては、当該委任を受けた者からこれらの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることが出来る。

(施行の状況の公表等)

第四十二条 厚生労働大臣は、国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、この章の規定の施行の状況について報告を求めることが出来る。

2 厚生労働大臣は、毎年度、前項の報告その他のこの章の規定の施行の状況に関する事項を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十三条 この章に定めるもののほか、全国がん登録データベースへの記録の方法その他のこの章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 院内がん登録等の推進

(院内がん登録の推進)

第四十四条 専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。

2 国は、前項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、第一項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(がん診療情報の収集等のための体制整備)

第四十五条 国は、がん医療の提供を行う病院及び診療所の協力を得てがん診療情報を収集し、これを分析する体制を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 がん登録等の情報の活用

(国及び地方公共団体による活用)

第四十六条 国及び都道府県は、全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報を利用して得られた知見を、幅広く収集し、当該情報を利用して自ら行ったがんに係る調査研究により得られた知見と併せて、がん対策の充実を図るために活用するものとする。

2 国及び都道府県は、前項に規定する知見に基づき、がん医療の提供を行う病院及び診療所に対し、その提供するがん医療の分析及び評価に資する情報その他のがん医療の質の向上に資する情報を提供するものとする。

3 国及び都道府県は、第一項の情報を利用して作成した統計その他同項に規定する知見について、国民が理解しやすく、かつ、がん患者のがんの治療方法の選択に資する形で公表するよう努めるとともに、これらを活用したがん患者及びその家族その他国民に対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

4 市町村は、第十九条第一項及び第二十一条第二項の規定により提供を受けた全国がん登録情報、都道府県がん情報等を活用して、その行うがん検診の質の向上その他のがん対策の充実を努めるものとする。

(病院及び診療所による活用)

第四十七条 がん医療の提供を行う病院及び診療所の管理者は、当該病院及び診療所に係るがん診療情報、第二十条の規定により提供を受けた情報、前条第二項の情報等を活用して、がん患者及びその家族に対してがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、その提供するがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に努めるものとする。

(研究者による活用)

第四十八条 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報の提供を受けた研究者は、その行うがんに係る調査研究を通じて、がん医療の質の向上等に貢献するよう努めるものとする。

第五章 雑則

(人材の育成)

第四十九条 国及び都道府県は、がん登録に関する事務又は業務に従事する人材の確保及び資質の向上のため、必要な研修その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(意見の聴取)

第五十条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

一 第二条第一項、第十五条第一項、第二十二條第一項第二号及び第二項、第二十七條並びに第三十二條の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合

二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号(死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。及び第十号、第六條第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七條第一項第三号並びに第二十條(生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。))の厚生労働省令の制定又は改廃をしようとする場合

(事務の区分)

第五十一条 第六条(第三項及び第四項を除く)、第七條、第八條第一項、第十條第二項(第十三條第二項において準用する場合を含む。)及び第十一條の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第五十二条 第二十八條第一項から第六項まで又は第三十三條の規定に違反して全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第二十八條第五項又は第六項の規定に違反して秘密(全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。)を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九條第一項から第五項までに規定する者 その事務に関して知り得た当該各号に規定する情報

二 第二十九條第六項に規定する者 その業務に関して知り得た同項において準用する同条第一項、第三項又は第五項に規定する情報

三 第三十四條に規定する者 その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報(匿名化が行われていない情報に限る。)

第五十五条 第二十八條第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第三十八條第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十四條に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報(匿名化が行われていない情報を除く。)を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第五十二條から第五十五條まで及び第五十七條の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第六十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人や又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十六條又は第五十八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條及び第八條の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下この項及び次条において「施行日」という。)前に開始されたがんに係る調査研究として政令で定めるものが、その規模その他の事情を勘案して、施行日後に、その対象とされている者(施行日前から対象とされている者その他これに準ずる者として政令で定める者に限る。)の第二十一條第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが当該がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものと認められる場合として政令で定める場合に該当するものである場合において、当該対象とされている者について、これらの同意に代わる措置として厚生労働大臣が定める指針に従った措置が講じられているときは、当該がんに係る調査研究を行う者が同条第三項又は第八項の規定による提供の求めを行った場合における当該対象とされている者に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供については、同条第三項第四号又は第八項第四号の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は同項の指針を定め、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ、第十五條第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、施行日前においても、第十五條第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

一 第二條第一項、第十五條第一項、第二十二條第一項第二号及び第二項、第二十七條、第三十二條並びに前条第一項の政令の制定の立案をしようとするとき。

二 第五條第一項第四号から第七号まで、第九號(死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。)(及び第十號、第六條第一項第四号から第七号まで及び第九號、第十七條第一項第三号並びに第二十條(生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。))の厚生労働省令の制定をしようとするとき。

三 前条第一項の指針を定めようとするとき。

2 都道府県知事は、第十八條第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、施行日前においても、同条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くことができる。

3 市町村長は、第十九條第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、施行日前においても、同条第三項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議することができる。

4 国立がん研究センターは、施行日前においても、第五條第一項の規定による全国がん登録データベースの整備その他のこの法律に基づく全国がん登録の実施に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができ。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全国がん登録のための情報の収集の方法、全国がん登録情報の利用及び提供の在り方その他がん登録等に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正)

第五條 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條に次の一項を加える。

2 国立がん研究センターは、前項の業務のほか、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律百十一号)の規定に基づき、全国がん登録の実施に関する事務を行う。

第二十四條第一項中「第十三條第一号」を「第十三條第一項第一号」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

かん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一十一号)

第六条(第三項及び第四項を除く)、第七條、第八條第一項、第十條第二項(第十三條第二項において準用する場合を含む。)及び第十一條の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務

(土地収用法の一部改正)

第七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第三十四号の三中「第十三條第一号」を「第十三條第一号」に改める。

(政令への委任)

第八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣 新藤 義孝

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 安倍 晋三